

イノベーション創出と利便性向上の実現に向けて ライドシェア新法の早期制定を求める

2025年4月14日

公益社団法人経済同友会

規制改革委員会委員長 間下 直晃

竹川 節男

轟 麻衣子

武藤 真祐

2024年4月から一部地域で導入された「自家用車活用事業」（通称「日本版ライドシェア」）は、タクシー不足の解消や地域交通の利便性向上を目的として開始された。しかし、現状は特定の地域や時間帯での運行に限定されており、導入から一年が経過した現在でも、生活者や旅行者の移動の足不足は依然として解消されていない。

内閣府が実施した「移動実態に関する調査結果」¹では、生活者の約80%が移動に関して困難を感じており、「3か月前と比べた足不足の状況変化/移動困難による日常生活への影響」について、生活者の8割弱の者が「変化なし」と回答している。また、約66%のホテル・旅館、約48%の飲食店が依然としてタクシー確保に困難を感じている。これらの調査結果は、同事業の導入後もタクシー不足が解消されていない現状を示しており、全国的な課題解決策として効果を発揮していないことは明白である。

地域交通の利便性向上の観点においても、特に規模の小さい自治体ほど、生活者が移動に困難を感じている傾向が強いことが示されており、地域交通の利便性向上に対する切実なニーズを反映している。また、ライドシェアによる利便性の向上について、日本でライドシェアが利用できるようになった場合、約60%の訪日外国人が「（滞在時の移動のしやすさが）改善されると思う」と回答しており、旅行者を中心に海外ではライドシェアの恩恵を実感している人が多い。特に、自国でライドシェアを利用したことのある訪日外国人旅行者の約80%が日本でもライドシェアを利用したいと回答している点は、地域交通の利便性を高める潜在的な可能性を示唆している。

こうした現状を踏まえ、公共交通のイノベーション創出と利便性向上の実現に向けて、政府および国会に対し、あらためて以下の点について早期の実現を求める。

¹ 内閣府 規制改革推進会議 第1回 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ(令和7年3月28日) 資料

① ライドシェア事業を規定する新法の制定

現行の法制度は新規参入を過度に制限しており、十分な競争環境が整っているとは言えない状況にある。このため、新たなプレイヤーの参入を促進するための法的枠組みを速やかに整備する必要がある。新しい技術の活用による安全性の確保を前提とした、運転者の責任やサービス提供者の監督、料金の柔軟な調整を規定する新たな法整備の議論を直ちに進めるべきである。

② ライドシェアを担う運転者の多様な働き方の実現

新たな交通手段の登場は、運転者に柔軟な働き方を提供する。副業や兼業を希望する多くの人々にとって、「希望する時間に合わせて働ける」という選択肢は大きな魅力となる。移動のニーズは時間帯や地域によっても変動が大きいいため、従来のように、固定的にタクシードライバーを雇う形態は経済的に合理性を欠く。ライドシェアの導入により、需要の高い時期に一時的に供給を増やす柔軟な仕組みを整えなければ、持続可能な運営は難しい。これらの点を考慮し、業務委託契約を選択肢として提供することで、運転手不足の中、より多くの運転者をサービスに引き入れ、事業の安定性を確保することが可能となる。

ライドシェアの導入において、タクシー事業者との共存は不可避である。両者が協力し、シナジーを生み出すことで、長期的な市場の拡大と利益の向上が実現する。このような協力的な取り組みによって市場全体が拡大し、結果として利用者へのサービス向上にもつながる。

ライドシェアは公共交通の重要な補完的役割を果たし、さらなる交通アクセスの向上や経済的機会の創出に寄与する。政府は現状を踏まえた上で、迅速かつ適切な対応を行い、競争によるイノベーション創出を促進する環境整備と利便性向上を確実に実現しなければならない。

今回、日本維新の会が「ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案」を今国会に提出したことを好機と捉え、国会、政府のそれぞれが移動の不足の解消に向けた検討を進め、国民的議論が活発に行われることを期待する。

以上